

転校（転居）の手続き

★校区外へ転出する際の流れは次の通りです。



①	現在の学校に連絡 ・転校先の学校名 ・転校日（予定）
②	転居先の市町村教育委員会と学校に連絡 ・児童生徒名、学年、生年月日、性別 ・保護者名 ・現在の学校名 ・転校日（予定） ・転居先の住所
③	最終登校日までに… ・給食費、教材費等の精算 ・現在の学校でA、Bの書類を受領 A 「在学証明書」 B 「転学児童生徒教科用図書給与証明書」
④	転居後は… ・転居先の市町村窓口で転入、転校の手続き C 「入学通知書」の受領 住民票の異動をすると、その日から転居先の学校へ通うことになります。
⑤	転校先の最初の登校日までに、転校先に出向き、説明を受ける場合もあります。 ・学校、学級の様子 ・日課について ・通学方法について ・集金方法について など
⑥	転校先に登校した際、書類ABCを提出

◆今まで使用した教科書・ワークなどはどうしますか？

転校先でも同じ教科書・ワークなどを引き続き使用する場合があります。念のためすべて保管し、指示を受けてください。また、転校先でもスポーツ振興センターは、引き続き加入します。

◆2学期途中に転居します。2学期中は今の学校に通わせたいです。

校区外に転居した場合、お子さんは住所により指定された学校に就学をするのが原則ですが、教育上配慮が必要な場合は、保護者の申請により、区域外就学（市外転出）または学区外通学（市内転出）が認められる場合があります。事前に教育委員会または学校へご相談ください。

◆校区内に転居した場合はどうしたらよいですか？

転居が決まりましたらお早目に学校へお知らせください。

